

女性の職業選択に資する情報の公表(女性活躍推進法第21条関係)

令和6年12月

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第21条に基づき、環境省における女性の職業選択に資する情報について、以下のとおり公表します。

採用した職員に占める女性職員の割合 (2024年(令和6年)4月1日時点) ※1	総合職	44.8%(46.4%)
	一般職	51.1%(53.3%)
管理的地位にある職員に占める女性職員の割合 (2023年(令和5年)7月時点) ※2		9.2%
各役職段階の職員に占める女性職員の割合 (2023年(令和5年)7月時点) ※2	本省課室長 相当職	11.1%
	地方機関課長・ 本省課長補佐 相当職	16.7%
	係長相当職 (本省)	31.5%
中途採用の男女別実績 (2024年(令和6年)4月1日時点) ※3	男性	7人
	女性	3人
男女別の育児休業取得率 (令和5年度実績) ※4	男性合計	63.3%
	常勤職員	62.1%
	本省	65.0%
	地方機関	55.6%
	非常勤職員	100.0%

男女別の育児休業取得率 (令和5年度実績) ※4	女性合計	100.0%
	常勤職員	100.0%
	本省	100.0%
	地方機関	100.0%
	非常勤職員	100.0%

男女別の育児休業取得期間の分布状況 (令和5年度実績) ※5				
	1月未満	1月以上 6月未満	6月以上 12月未満	12月以上
男性(常勤職員) 合計	55.6%	33.3%	11.1%	0.0%
本省	6人	5人	2人	—
地方機関	4人	1人	—	—
	12月未満	12月以上 18月未満	18月以上 24月未満	24月以上
女性(常勤職員) 合計	68.8%	0.0%	6.3%	25.0%
本省	6人	—	—	2人
地方機関	5人	—	1人	2人

男性職員の配偶者出産休暇(上限2日)取得率 及び取得日数 (令和5年度実績) ※5		取得率	取得者の 平均取得日数
	常勤職員合計	82.8%	1.9日
	本省	80.0%	2.0日
	地方機関	88.9%	1.7日
男性職員の育児参加のための休暇(上限5日) 取得率及び取得日数 (令和5年度実績) ※5		取得率	取得者の 平均取得日数
	常勤職員合計	62.1%	4.4日
	本省	55.0%	4.3日
	地方機関	77.8%	4.4日

男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇(男の産休)の合計5日以上取得率 (令和5年度実績) ※5	合計	51.7%
	本省	45.0%
	地方機関	66.7%

年次休暇平均取得日数 (2023年(令和5年)度の実績) ※6	13.9日
------------------------------------	-------

※1 2024年4月1時点の前倒し採用含む新規採用職員における女性職員の採用割合
カッコ書きは、2024年4月1日付新規採用職員における女性職員の採用割合

※2 2023年7月時点

※3 令和6年4月1日付け経験者採用者のほか選考採用者を計上

※4 令和5年度中に新たに育児休業を取得した者／令和5年度中に新たに育児休業が
取得可能となった者×100(%)

※5 令和5年度中に新たに取得した者の取得状況

※6 2023年中の取得状況

令和5年度における職員の給与の男女の差異の情報公表

令和6年6月28日

特定事業主名： 環境省（原子力規制庁を除く）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.1 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	74.1 %
全職員	70.9 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	94.7 %
本省課室長相当職	98.0 %
地方機関課長・本省課長補佐相当職	96.8 %
係長相当職	92.6 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	78.1 %
31～35年	89.1 %
26～30年	95.4 %
21～25年	88.8 %
16～20年	85.7 %
11～15年	90.8 %
6～10年	94.0 %
1～5年	92.8 %

【説明欄】

- 以下の職員は本調査から除外する。
勤務実績がない職員及び給与支給実績がない職員
- 全職員の男女比は概ね 63% : 37%
- 給与には、俸給と諸手当（通勤手当や退職手当等は除く）が含まれる。
- 扶養手当の受給者に占める男性の割合は約9割であることから、給与差異に影響していると考えられる。

* 役職段階の考え方は以下のとおり。

指定職相当（一般職給与法の指定職俸給表（1号俸から8号俸）が適用される職員）、本省課室長相当職（同法の行政職俸給表（Ⅰ）7級から10級相当職の職員）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（同俸給表5級及び6級相当職の職員）、係長相当職（同俸給表3級及び4級相当職の職員）

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和4年度における職員の給与の男女の差異の情報公表

令和5年6月30日

特定事業主名： 環境省（原子力規制庁を除く）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	81.7 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	72.3 %
全職員	68.7 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	99.8 %
本省課室長相当職	95.4 %
地方機関課長・本省課長補佐相当職	97.4 %
係長相当職	93.0 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	107.6 %
31～35年	92.5 %
26～30年	87.1 %
21～25年	94.7 %
16～20年	85.2 %
11～15年	92.7 %
6～10年	90.9 %
1～5年	96.3 %

【説明欄】

- 以下の職員は本調査から除外する。
勤務実績がない職員、勤務日数が極端に少ない職員及び給与支給実績がない職員
- 全職員の男女比は概ね 63% : 37%
- 給与には、俸給と諸手当（通勤手当や退職手当等は除く）が含まれる。

* 役職段階の考え方は以下のとおり。

指定職相当（一般職給与法の指定職俸給表（1号俸から8号俸）が適用される職員）、本省課室長相当職（同法の行政職俸給表(-)7級から10級相当職の職員）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（同俸給表5級及び6級相当職の職員）、係長相当職（同俸給表3級及び4級相当職の職員）

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。